

平成 19 年 9 月 10 日  
健康福祉事業本部  
福祉部高齢社会対策課

## 第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

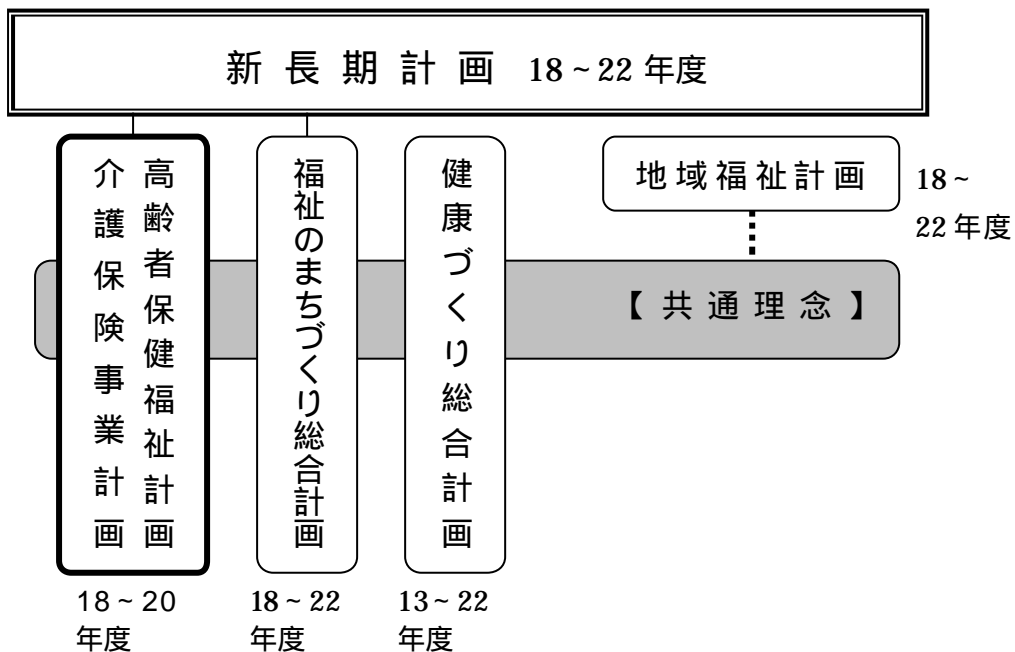
### 1 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画：高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法、老人保健法に基づき策定する計画。

介護保険事業計画：介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法に基づき策定する計画。

両計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、一体として策定することと定められている。

また、下記の区の関連計画と整合性を保ちながら策定されている。



### 2 計画期間

介護保険事業計画の策定期間は3年と定められており、次期（第4期）計画は、平成21~23年を計画期間とする。なお、高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と合わせて策定する。

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
第 3 期					
	見直し		第 4 期		

### 3 計画策定の体制

#### (1) 審議機関

**介護保険運営協議会**：介護保険事業計画に関すること

高齢者保健福祉懇談会：介護保険を除く高齢者保健福祉に関すること

その他関連する組織

地域包括支援センター運営協議会

地域密着型サービス運営委員会

区内部検討組織

#### (2) 区民意見の反映

パブリックコメント制度（平成 20 年 10 月頃予定）

#### (3) 基礎データ等の把握

高齢者基礎調査（平成 19 年度実施）

介護保険給付実績の分析（平成 19～20 年度実施）

### 4 計画策定スケジュール（予定）

平成 19 年 1 1 月	第 4 期介護保険事業計画策定に向けた諮問（予定）
平成 20 年 1 月	
2 月	〔 第 3 期計画期間（平成 18～20 年度）の実績の把握 第 4 期計画（平成 21～23 年度）における課題の検討 第 4 期計画策定に向けた中間答申のまとめ 〕
3 月	
5 月	
6 月	
平成 20 年 7 月	第 4 期介護保険事業計画策定に向けた中間答申
9 月	第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）作成
↓ 3 回程度	〔 パブリックコメント等区民意見の反映 第 4 期計画策定に向けた答申のまとめ 〕
平成 21 年 1 月	

第 4 期介護保険事業計画策定に向けた課題のほか介護保険事業運営に関して検討すべき事項が生じた場合は随時検討する。